

# 三重県流入車抑制対策の枠組み(案)

流入車抑制対策に係る荷主等、運送事業者、中継施設管理者、行政等の連携を促す枠組みを構築

※平成25年度第4回三重県流入車対策検討会議で決定

●流入抑制対象地域

●対象車  
・抑制対象  
・規制区分  
・車種

## 【三重県対策地域内】

### 荷主等

○対象者  
自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物(廃棄物を含む)を他の者に委託して運送させる者

自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入等した物品等を運送させる者

#### ○求める事項

対策地域内を発着地として流入抑制地域を運行する貨物等を輸送するトラックへの車種規制適合車の使用の要請に努める

(担保措置)

### 特定荷主等

○対象者  
荷主等であって、資本金の額や敷地面積等が一定規模以上を有する事業者及び省エネ法の特定荷主

#### ○求める事項

貨物の運送等への車種規制適合車の使用の要請結果の概要等を知事に毎年度報告

### 旅行業者

○対象者  
県対策地域内で、旅行業を営む者

#### ○求める事項

対策地域内を発着地として流入抑制地域を運行する旅客を運送するバスへの車種規制適合車の使用の要請に努める

### 特定旅行業者

○対象者  
第一種旅行業を営む者であって、県対策地域内に営業所を有するもの

#### ○求める事項

旅客の輸送への車種規制適合車の使用の要請結果の概要等を知事に毎年度報告

要請報告書を  
県へ報告  
(特定荷主・特定旅行業者)

## 【三重県対策地域を走行する者(全国)】

### 貨物又は旅客を運送する者

○対象者  
流入抑制対象地域を走行する対象自動車を運行する者  
(緑及び白ナンバーも対象)

#### ○求める事項

車種規制適合車等の使用に努める  
(最新規制適合車の積極的な使用に努める)

(担保措置)

### 適合車標章の表示

○標章  
環境省・国土交通省が交付するステッカーの他、大阪府、東京都が交付するステッカー等

車種規制適合車の  
使用の周知啓発

三 重 県

車種規制適合車の使用の周知

## 【三重県対策地域内】

### ①中継施設管理者等

○対象者  
・国際拠点港湾、  
・鉄道貨物、  
・地方卸売市場、  
・倉庫業 等

### ②対象自動車の自動車販売業者及び賃貸業者等

#### ○求める事項

対策地域を発着地として流入車抑制対象地域を走行する対象自動車を運行する者に対して、車種規制適合車の使用の周知に努める